国立大学法人静岡大学

法人番号: 43

申立ての内容

甲五(の内谷

【評価項目】

- (I) 教育に関する目標
- (2)教育内容及び教育の成果等に関する 目標

<特記事項>(改善を要する点)

【原文】

「教育学研究科修士課程修了生の教員就職 を80%以上とする」であることから、原案率について、平成28年度57.5%、平成29年度78.1%、平成30年度71.9%、令和元年度71.4%となっており、目標値80%を達成することは困難と判断されるため、教員就職率の向上策についてさらに工夫する必要がある。」

【申立内容】

【修正文案】の通り修正願いたい。

【修正文案】

「教育学研究科修士課程修了生の教員就職率について、平成28年度57.5%、平成29年度78.1%、平成30年度71.9%、令和元年度71.4%となっており、目標値80%を達成することは困難と判断される。令和2年度より修士課程を教職大学院に一本化する予定のため、改組後の教職大学院において、教員就職率の向上策についてさらに工夫する必要がある。」

【理由】

令和2年度より修士課程を教職大学院に一本化する予定であり、より一層の教員就職率の向上に取り組んでいくため。

申立てへの対応

【対応】

原案のとおりとする。

【理由】

中期計画 1-1-3-2 が「(前略)教育学研究科修士課程学校教育研究専攻においては、修了生(現職教員を除く)の教員就職率を80%以上とする」であることから、原案は当該数値目標の達成状況に応じた適切な記述であると判断した。